主 文

原判決を取消す。

控訴人と被控訴人とを離婚する。

右両名間の長女A(昭和二三年五月三日生)長男B(昭和二七年三月九日生)の親権者を控訴人と定める。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する、控 訴費用は控訴人の負担とする」との判決を求めた。

事実ならびに証拠の関係については控訴代理人において当審証人Dの証言を援用 したほか原判決の事実摘示と同一であるからここにこれを引用する。

理 由

公文書であつて、真正に成立したものと認める甲第一号証(戸籍謄本)によれば控訴人と被控訴人と昭和二三年四月二日婚姻の届出をしたこと、および右両名間に昭和二三年五月三日長女A、昭和二七年三月九日長男Bが出生したことが認められる。

そこで離婚原因が有るかどうかについて考えて見る。当事者間成立に争がないので真正に成立したものと認める甲第二号証、原審証人Cの証言(第一、二回)原審における控訴人と被控訴人特別代理人各本人尋問の結果を総合すると、被控訴人精神状態は右婚姻当時は何等常人と違うことはなかつたが、昭和二六年頃から語の結果有動作に常人と変つたところがあらわれ、昭和二八年三月八日医師Cの診断の結果精神分裂症とわかり、同年五月三日精神科幡病院に入院し今日に至つていること、食物では一個では、幻視、幻聴、食物ではなり、の情報のにはなり、の情報を受けた結果入院当時の粗暴性、幻視、幻聴、食物ではない。といりではなり、はないはない。というにといいるというにない。ということができるが現在その回復の見込がないものと断定することはできない。

。そうすると被控訴人には未だ民法第七七〇条一項四号にあたる離婚原因がないといわねばならない。

〈要旨〉ところが民法第七七〇条によると一般的に婚姻を継続し難い重大な事由のあることを裁判上の離婚原因と〈/要旨〉し、配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込がない事実はその一例をあげたにすぎないものと解すべきであるから、夫婦の一方が精神病にかかつているがその回復の見込がないとはいえないため前段認定の如く第四号所定の離婚原因にあたらない場合でも直ちにその請求を棄却すべきでなく、反対の事情の認められない限り離婚を求めている当事者は婚姻を継続し難い重大な事由があるものと主張をしているものとして判断を加うべきである。現に本件においても控訴人は被控訴人の現状では家を守り子を育てることは到底望めないとして離婚の請求をしているのであるから、婚姻を継続し難い重大な事由があるかどうかについて判断する。

そうすると控訴人の本訴請求は相当であるからこれを認容すべきであり、前記各

認定事実に徴して民法第八一九条の規定に則り未成年者である長女A長男Bの親権者を控訴人と定めるのが相当である。 よつて控訴人の本訴請求を排斥した原判決はこれを取り消すべきものとし訴訟費用の負担について同法第九六条第八九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 三宅芳郎 裁判官 藤田哲夫 裁判官 竹島義郎)